



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
○保安林の指定予定の通知 (3件) (治山林道課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	2
○政治団体の解散の届出	2

告 示

高知県告示第454号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和元年10月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
薬剤師・薬局機能評価調査(令和元年度薬剤師・薬局に関するアンケート)
- 2 調査の目的
地域住民及び在宅医療又は介護関係者が薬剤師又は薬局に期待していることを把握することにより、薬局の機能を地域の実情に応じて強化するための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
人
 - (3) 属性
 - ア 調査票1
県民
 - イ 調査票2
在宅医療又は介護関係者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項

ア 調査票1

- (ア) かかりつけ薬局について
- (イ) 高知家健康づくり支援薬局について
- (ウ) お薬手帳について
- (エ) ジェネリック医薬品の差額通知について
- (オ) 重複投薬に関するお知らせについて

イ 調査票2

- (ア) 高知家健康づくり支援薬局について
- (イ) ジェネリック医薬品の差額通知又は重複投薬に関するお知らせが届いている患者又は利用者について

(2) その基準となる期日

調査日現在

5 報告を求める者

(1) 数

ア 調査票1
約1,000人

イ 調査票2
約800人

(2) 選定方法

ア 調査票1
薬局に来店した県民からの無作為抽出

イ 調査票2
県内の在宅医療又は介護関係事業所の従事者による全数調査

6 報告を求めために用いる方法

(1) 調査組織

ア 調査票1
県が民間事業者又は民間事業者及び薬局を通じて報告を求める。

イ 調査票2
県が民間事業者を通じて報告を求める。

(2) 調査方法

ア 調査票1
郵送又はオンラインによる調査

イ 調査票2
郵送による調査

7 報告を求める期間

令和元年10月下旬から同年11月上旬まで

高知県告示第455号

介護機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和元年10月25日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和元年9月14日	池田歯科クリニック 香南市野市町土居1515-2	池田歯科クリニック 香南市野市町土居1515-2 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

高知県告示第456号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年10月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸市島字狗引続山267の12、字横荒山291の2・291の3・291の口のニ(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第457号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年10月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
土佐郡大川村下小南川字堂ノナロ307の50

- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第458号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町寄合字ヲクバタ268の1、268の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヲクバタ268の1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規

定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西山明彦後援会	山本 尚広	西山 明彦	南国市大桶甲1240番地3	令和 ・9 ・24

高知県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
中澤はま子後援会	中島 日出夫	令和・8・31